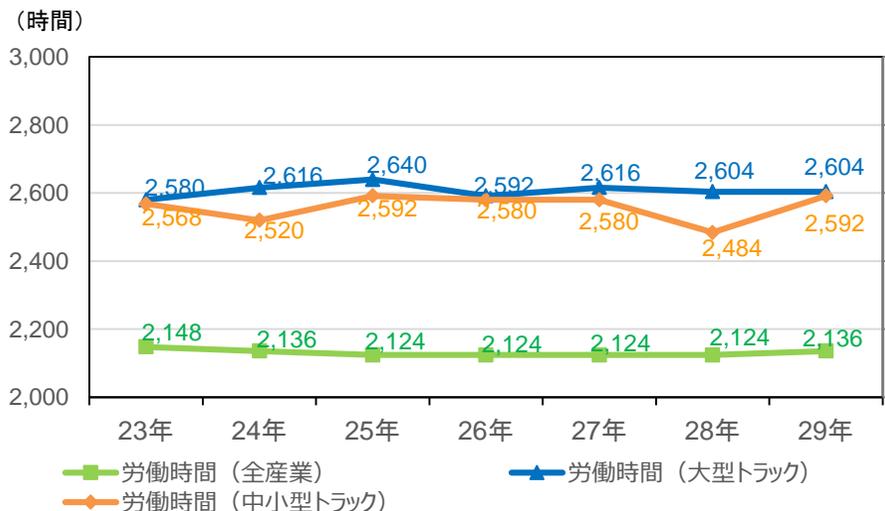


北海道物流人倶楽部
第 4 4 回 例会

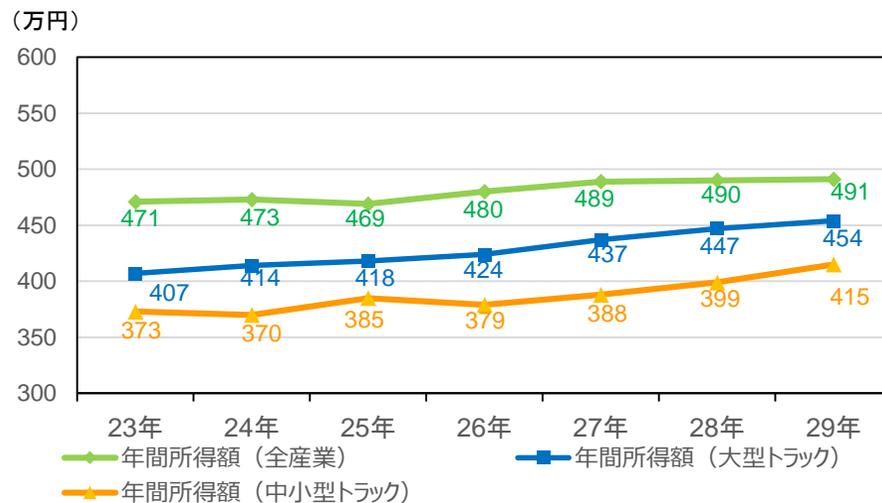
トラック業界を取り巻く当面する諸課題等について

令和元年 9 月 9 日
国土交通省北海道運輸局
自動車交通部貨物課

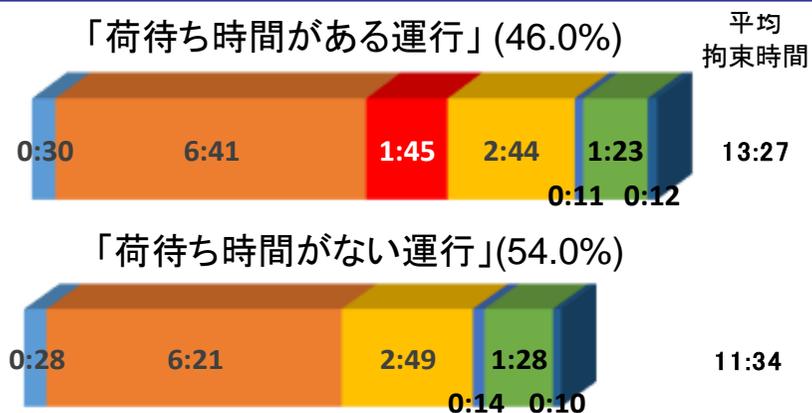
①労働時間 全職業平均より約2割長い。



②年間賃金 全産業平均より約1割～2割低い。

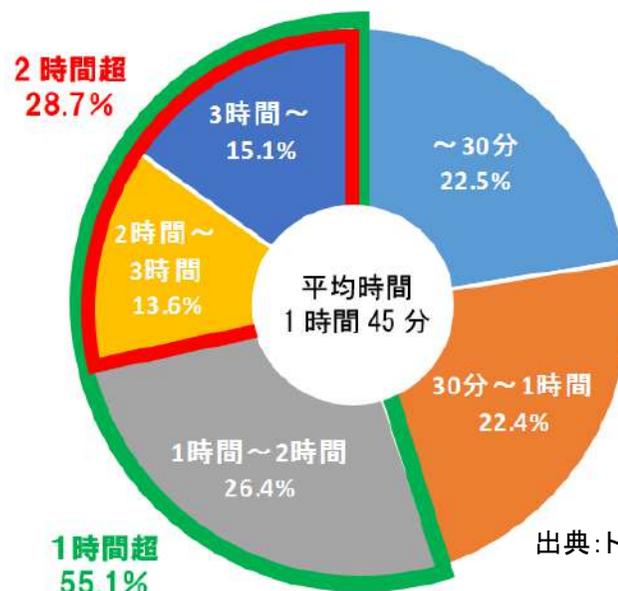


1運行の平均拘束時間とその内訳(荷待ち時間の有無別)

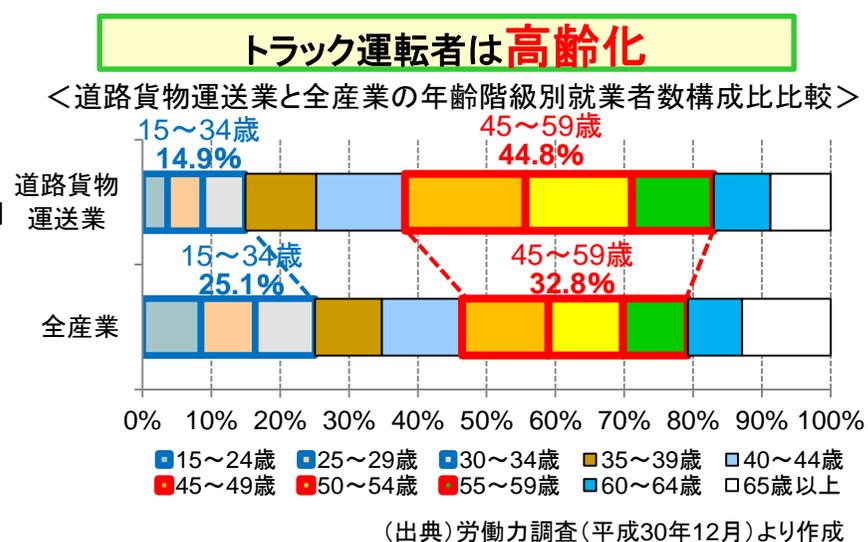
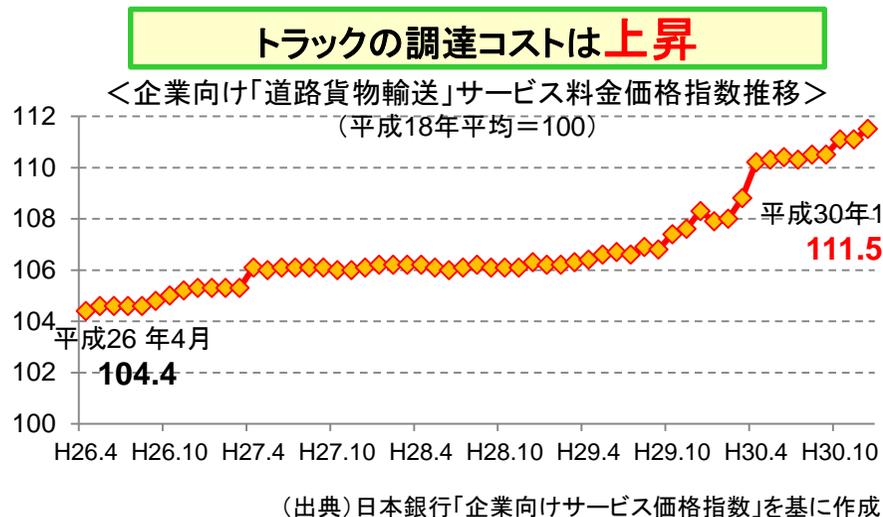
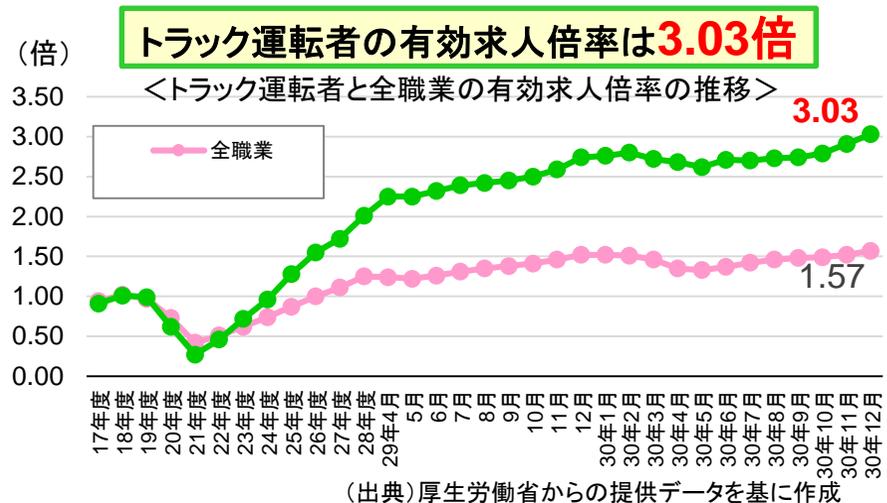
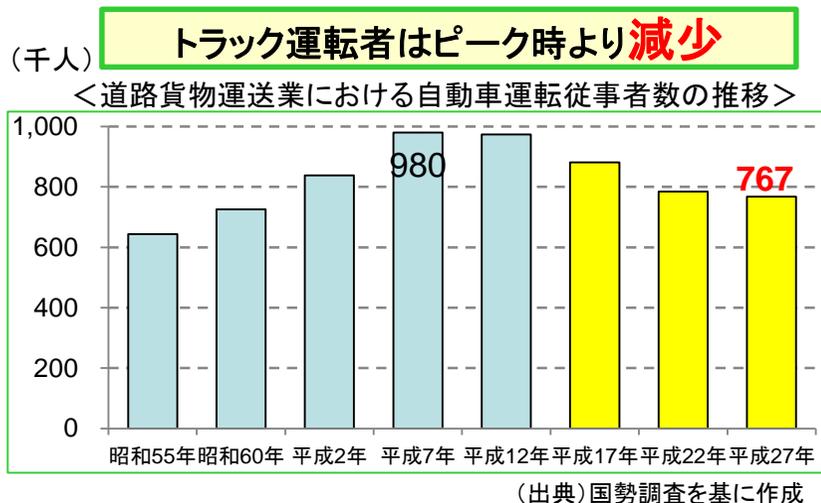


- 点検等
- 運転
- 荷待
- 荷役
- 付帯他
- 休憩
- 不明

1運行あたりの荷待ち時間の分布



- 運転者不足が深刻化し、トラック調達が困難に。コストも上昇。
- 物流機能を安定的に確保するための取組が重要。



- トラック運転者の需給見通しについては、近年、様々な予測が公表されている。
- 現状のままでは、今後、トラック運転者の需給ギャップが拡大し、運転者不足が一層深刻化することが見込まれている。
- このため、ムリ・ムダ・ムラの多い現在の物流を見直し、「運び方改革」により、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化を実現することが喫緊の課題となっている。

トラック運転者の需給見通しに関する各種推計

公表者	出典	公表時期	トラック運転者の需給ギャップ (上段: 不足数 / 下段: 需要に対する不足率)					
			2017年度	2020年度	2025年度	2027年	2028年度	2030年
ポストコンサルティンググループ	プレスリリース (2017年10月27日)	2017年10月				△24万人 -25%		
(株)パーソル総合研究所 ・中央大学	労働市場の 未来推計2030	2018年10月						△22万人(※注) -8%(※注)
(公社)鉄道貨物協会	平成30年度 本部委員会報告書	2019年5月	△10万人 -9%	△14万人 -13%	△21万人 -18%		△28万人 -24%	

(出典)公表資料より国土交通省自動車局作成。

(※注)電車運転士、バス運転者、貨物自動車運転者等も含む「輸送・機械運転従事者」の不足数・不足割合。
このため、トラック運転者のみで推計した場合、不足率はより大きな値になる可能性がある。

- これは、「4人の運転者が必要だが、3人しかいない」状態。
- 4人分の輸送を3人で処理するには、時間当たりの輸送量を「社会全体として」1.33倍以上にする必要。物流の効率が低い分野では、より大きな改善が求められる。

- 平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、自動車の運転業務についても、改正法施行の5年後(平成36年4月1日)に、年960時間(=月平均80時間以内)の上限規制を適用することとなった。
- 自動車の運転業務のポイントは以下のとおり。
 - ①5年間の猶予期間の設定 ②段階的实施(年960時間以内の規制で適用開始。将来的には一般則の適用を目指す。)
 - ③長時間労働を是正するための環境整備を速やかに推進

	現行規制	見直しの内容「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年7月6日公布)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧その他避けることができない事由により臨時的に必要な場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	≪同左≫
↓ 36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・ <u>自動車の運転業務は、(1)の適用を除外</u> ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定(貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象)	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項でも上回ることを出来ない年間労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日労働を含む) b. 単月100時間未満(休日労働を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用(改善基準告示により指導、違反があれば処分) ・ <u>令和6年4月1日以降 年960時間</u> (月平均80時間) ・将来的には、一般則の適用を目指す

ポイント1

ポイント2

ポイント3

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に対する附帯決議(参議院)(抜粋)
 荷主の理解と協力を確保するための施策を強力に講ずるなど、取引環境の適正化や労働生産性の向上等の長時間労働是正に向けた環境整備に資する実効性ある具体的取組を速やかに推進すること。

「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要

ー長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセルー

～「運び方改革」と3 A（安全・安心・安定）労働の実現に向けた88施策～

2018.5.30
関係省庁
連絡会議
決定

自動車の運転業務への罰則付きの時間外労働の上限規制の導入（2024年4月予定）に向け、政府を挙げて以下の取組を強力に推進。

I. 長時間労働是正の環境整備

「★」を付した施策は、「直ちに取り組む施策」
（2017年8月）以降の追加施策

（1）労働生産性の向上

- ①輸送効率の向上【警・農・経・国・環】
 - ・輸送分野別の取組の強化★
 - ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
 - ・トラック予約受付システムの導入促進（荷待ち時間短縮）
 - ・機械荷役への転換促進（荷役時間短縮）
 - ・高速道路の有効活用（走行時間短縮）
 - ・宅配ボックスの普及促進（再配達削減）
 - ・ダブル連結トラックの導入促進（車両の大型化）
- ②潜在需要の喚起による収入増加【国】
 - ・インバウンド需要の取り込み★
 - ・タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入
- ③運転以外の業務も効率化【国】
 - ・IT点呼の更なる導入拡大★

（2）多様な人材の確保・育成

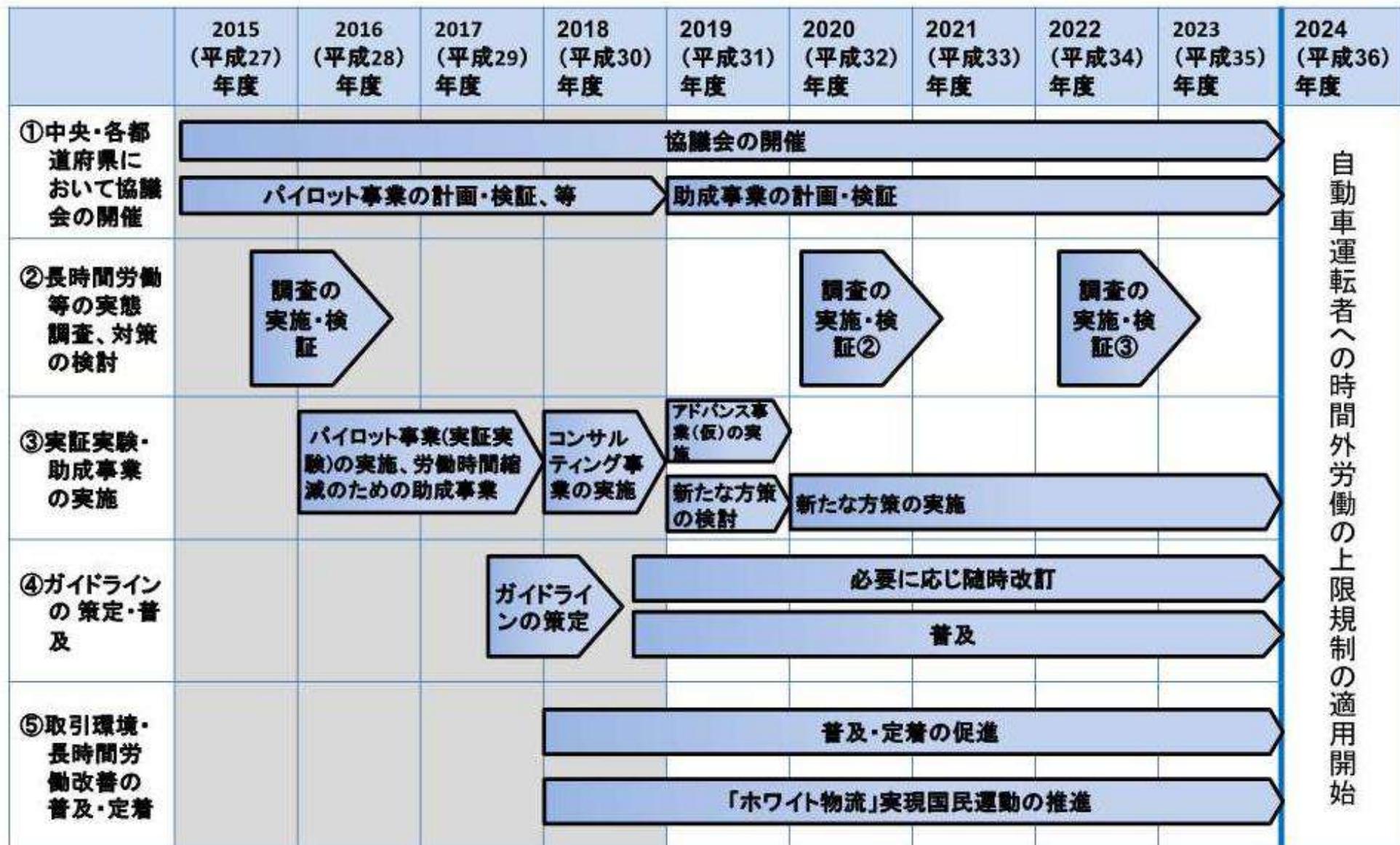
- ①働きやすい環境の整備【厚・農・国】
 - ・女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
 - ・中継輸送の普及促進（泊まり勤務を日帰り勤務に）
 - ・機械荷役への転換促進（力仕事からの解放）（再掲）
- ②運転者の確保【警・厚・国】
 - ・第二種免許制度の在り方についての検討
 - ・大型一種免許取得の職業訓練の実施

（3）取引環境の適正化

- ①荷主・元請等の協力の確保【厚・農・経・国】
 - ・「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の推進★
 - ・輸送分野別の取組の強化★（再掲）
 - ・引越運送における人手不足対策の推進★
- ②運賃・料金の適正收受【国】
 - ・標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
 - ・トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

- ①「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の実現支援【国】
事業者団体による取組を支援
- ②ホワイト経営の「見える化」【国】
ホワイト経営に取り組む事業者の認証制度の創設
- ③労働時間管理の適正化の促進【国】
ICTを活用した運行管理の普及方策の検討・実施★
- ④行政処分の強化【国】
新処分基準による行政処分の実施



※2023(平成35年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

●トラック事業における働き方改革の推進

トラック運送事業の働き方改革を進めるに当たり、個々の事業主の努力だけでは解決できない課題もあることから、**荷主と一体となった取り組みが必要。**

●協議会の設置

平成27年度から北海道運輸局、北海道労働局、北海道トラック協会による「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し、学識経験者、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、**トラック運送事業における取引環境の改善**及び**長時間労働の抑制**を実現するための具体的な環境整備等の取り組みを行っている。

〈具体的な取組〉

○パイロット事業の実施及びガイドラインの公表

平成28年度から、**トラック運送事業者と荷主との協同による待機時間の削減や荷役の効率化**など、長時間労働を削減するための**パイロット事業を2年間実施**しており、昨年11月には、その成果をまとめた「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた**ガイドライン**」を公表。

○コンサルティング事業の実施

平成30年度は、物流コンサルタントによる**詳細な改善提案を行うコンサルティング事業を実施**。荷主と運送事業者によりパレットのラウンドユースを実現し、多品種の日用雑貨品をパレットのまま運送することで、**機械荷役の導入による荷役時間短縮を図り、生産性向上や長時間労働是正**のための環境整備に取り組んだ。

実験の成果を活かして、荷主と運送事業者との連携による働き方改革・生産性向上に取り組む機運を高めるとともに、将来の自律的な**取り組みの普及のために必要なノウハウの蓄積・横展開**を図る。

○令和元年度の取組

個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題や実態を把握し、改善方策を検証する。

関係者による懇談会の開催やアドバンス事業で課題のある**輸送品目に係る実証実験を実施し、効果を検証**する。

実施者の概要

- 着荷主（日用雑貨品の卸売業）、元請運送事業者（札幌に本社のある特別積合わせ貨物運送事業）
- 荷種：化粧品・日用品・家庭用品・ペット用品等の**日用雑貨品**

課題

- ✓ ドライバーが着荷主の物流センター到着後、**バラ積み貨物を手作業**で格納エリア別に仕分けながら、指定の格納パレットに積み付けて検品を行うため、作業負荷が高い。（1回平均**3～4時間の作業時間**）

事業内容

- ① 格納用パレットの「2段重ね」・・・**本州出荷時からパレット運送**を行い、その荷姿のまま、着荷主の同サイズのパレットに荷卸する。
- ② パレットラウンドユース・・・**着荷主のレンタルパレットを運送事業者に貸出し**することで、事前に荷物を積み付けしてパレット運送が可能となる。

効果

- 荷物の一部をパレットのまま、荷卸しできることから、**作業時間の短縮とドライバーの体力的な負担軽減**を図ることができた。
- 荷主企業と運送事業者の**強力なパートナーシップ**が構築された。（問題点を共有し、改善に取り組む）
- 改善に向けた風土が醸成された。（労働時間削減に向けて**社内全体に広げる契機**となった）

3時間30分

手作業による荷卸し



短縮

パレットに載せたまま機械による荷卸し



1時間22分

ドライバー「荷卸し時間」が
約60%削減

※ドライバー全員が「改善され楽になった」
今後も継続してほしい」と高評価

- 他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあるトラック運送業の将来の担い手を確保するためには、荷主等の理解・協力なども得つつ、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていく必要がある。
- 一方、輸送品目によって輸送等の特性が異なる面があり、輸送品目に応じて検討を実施することが効果的な面がある。
- このため、荷待ち件数が特に多い分野等について、それぞれ課題の抽出を図るとともに、各都道府県ごとに発着荷主及び運送事業者が参画して長時間労働の改善を図るために懇談会を実施し、**課題の改善に向けた実証実験等の事業によりノウハウの展開等を行う。**

〈検討事項のイメージ〉

- ・輸送品目ごとのサプライチェーン全体における生産性向上等に関する課題の抽出
- ・改善策について、パイロット事業により得られたノウハウも活用しつつ関係者間で検討・検証
- ・改善策についての展開・浸透

〈本省各種懇談会〉 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000057.html

○加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会

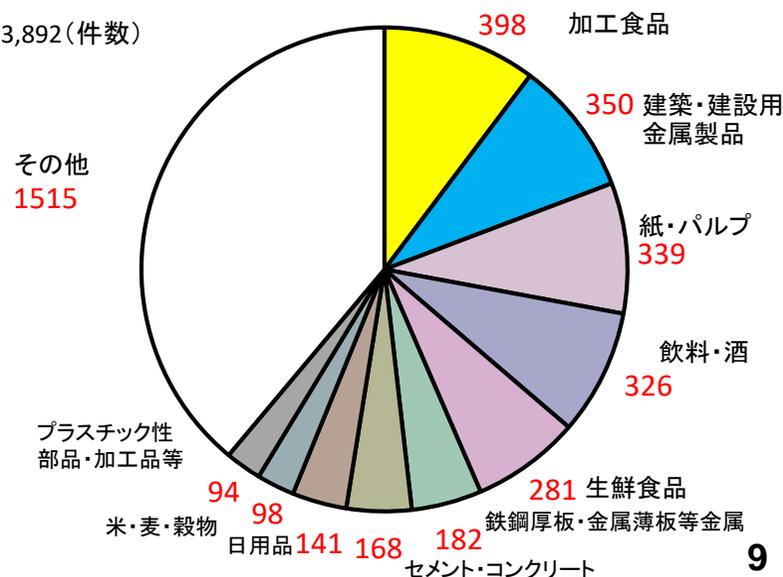
○紙・パルプ（洋紙・板紙部門）の物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会

○紙・パルプ（家庭紙分野）の物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会

○建設資材物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会（集合住宅・事業用不動産等分科会、戸建て住宅等分科会）

30分以上の荷待ち時間が生じた件数（輸送品目別）

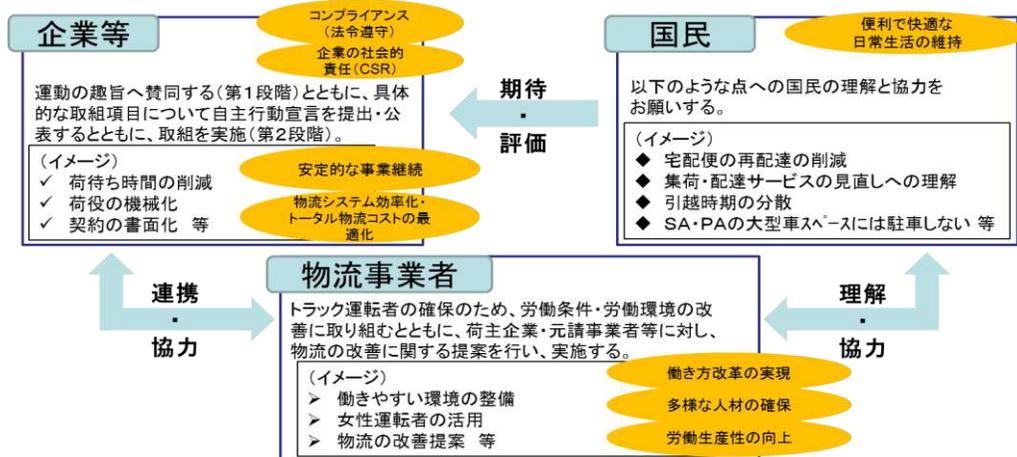
N=3,892（件数）



○深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動を推進する。

推進運動のイメージ



「自主行動宣言」の必須項目

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、**物流の改善に取り組みます。**

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が**労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。**

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する**契約内容を明確化するとともに**、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

運動への参加方法

運動の趣旨に賛同して、「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明する。
運動への参加は、ポータルサイトから URL <https://white-logistics-movement.jp>

「ホワイト物流」推進運動

検索

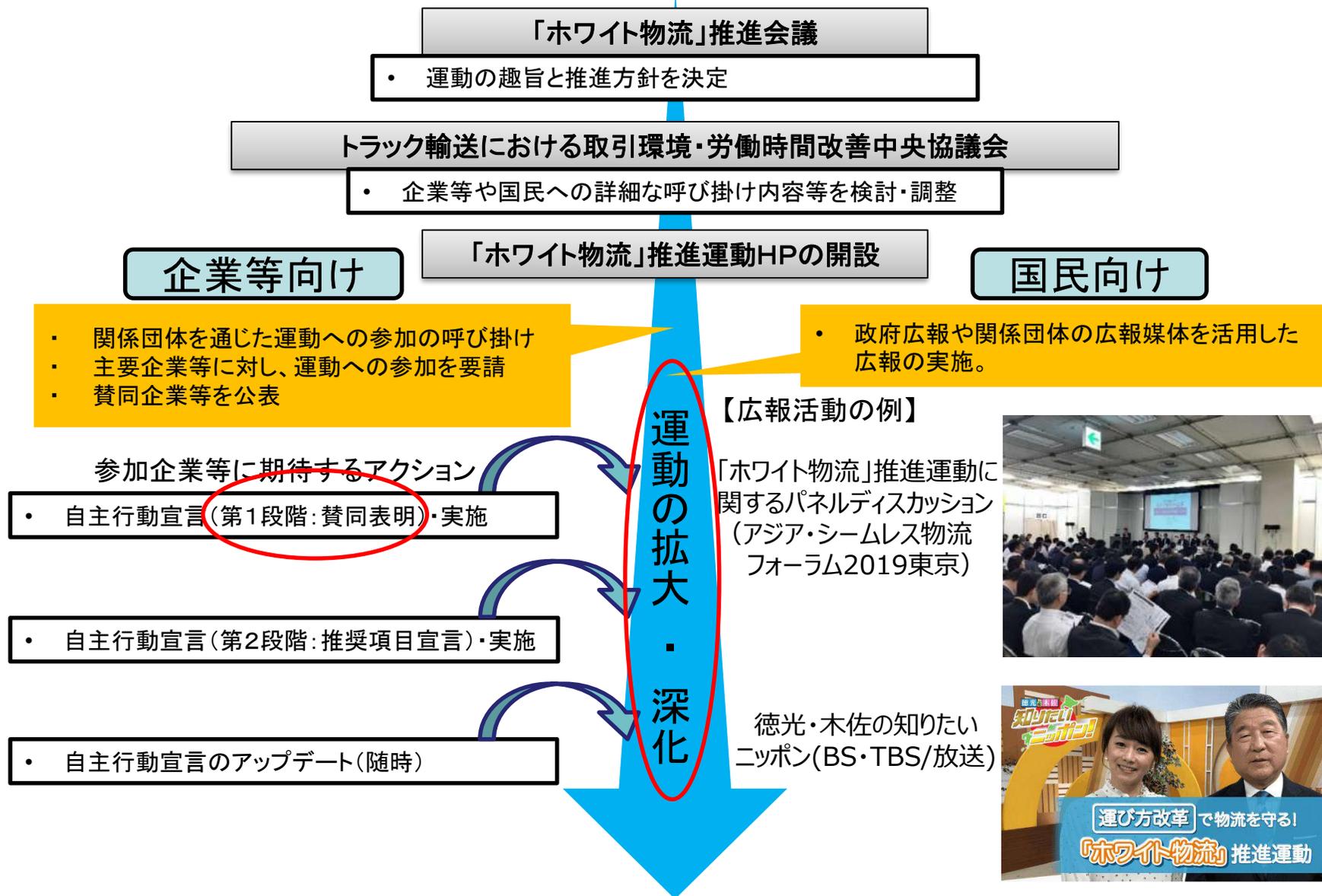


推進運動に関する説明会

5月27日賛同企業等の募集開始にあたり、企業や関係団体を対象に説明会を開催。
経済団体・協議会委員・関係行政機関へ協力要請、札幌商工会議所の後援等。

運動に参加するメリット

- ① 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる**生産性の向上**
- ② 物流の効率化による**二酸化炭素排出量の削減**
- ③ 事業活動に必要な**物流を安定的に確保**
- ④ **企業の社会的責任**の遂行 等



必須項目

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

推奨項目

※推奨項目リストを公表

A. 運送内容の見直し

- ・ 物流の改善提案と協力
- ・ 予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・ 集荷先や配送先の集約
- ・ 運転以外の作業部分の分離
- ・ リードタイムの延長
- ・ 納品日の集約
- ・ 検品水準の適正化

B. 運送契約の方法

- ・ 運送契約の書面化の推進
- ・ 運賃と料金の別建て契約
- ・ 燃料サーチャージの導入
- ・ 下請取引の適正化

C. 運送契約の相手方の選定

- ・ 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・ 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D. 安全の確保

- ・ 荷役作業時の安全対策
- ・ 異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・ 宅配便の再配達削減への協力
- ・ 引越時期の分散への協力
- ・ 物流を考慮した建築物の設計・運用

F. 独自の取組

- ・ 独自の取組

◆ 自主行動宣言の様式や推奨項目リストは「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトに掲載されている。

URL <https://white-logistics-movement.jp>



賛同企業
情報

賛同宣言

必須項目

「ホワイト物流」推進運動
持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	代表者の役職・氏名 役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
			〇〇都	製造業	

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します

(取組方針)

- ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、.....

(法令遵守への配慮)

- ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、.....

(契約内容の明確化・遵守)

- ・運送及び荷役・検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、.....

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1			
2		推奨項目リストにある取組項目を記入します	推奨項目リストからの選定事項について、取り組もうとする具体的な内容を記載します。
3	推奨項目に付す分類番号を記入します		
⋮			

PR欄	希望される企業等は、この欄で自社PRが可能です。
-----	--------------------------

公表は任意

推奨項目

参加要請文書を直接送付した企業 (約6, 300社)

区分	対象業種
証券取引所への 上場会社 (約4, 000社)	全業種
47都道府県の 売上高上位会社 (各50社程度) (約2, 300社)	<u>第一次産業(全て)</u> 農業・林業、漁業 <u>第二次産業(全て)</u> 鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業 <u>第三次産業(一部)</u> 運輸業・郵便業のうち 「道路貨物運送業」・「倉庫業」、 卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業

(物流への理解と協力)

- ◆ 皆さんに食料品や日用品などを届けるため、トラック運転者は日夜、頑張って貨物を運んでいます。普段はあまり意識されていませんが、物流が私たちの生活を支えています。
- ◆ 現在、運転者不足が深刻化しています。運転者が働きやすい環境の整備や物流の効率化に皆様のご理解・ご協力をお願いします。

(宅配便)

- ◆ 商品を配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、以下の取組にご協力をお願いします。
- できるだけ1回で受け取りましょう。
- このため、宅配ボックスや営業所、コンビニ等での受取も活用しましょう。
- 送るときは、自分や相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。
- 通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。
- サービス内容の見直し(例.日曜日の集荷・配達の取りやめ等)へのご理解・ご協力をお願いします。



(出典)環境省「COOL CHOICE」HP

(引越し)

- ◆ 混雑時期を避けましょう。
- ◆ 早めに依頼しましょう。



(駐車)

- ◆ トラック運転者の休憩と安全運転のため、SA・PA、道の駅、コンビニなどの大型車駐車スペースへのマイカーの駐車はお控え下さい。

(応援)

- ◆ より良い物流の実現のために努力している企業を応援してみませんか？

トラック事業者:「ホワイト経営マーク」(仮称)(労働条件・労働環境)、Gマーク認定事業者(交通安全)、荷主企業:「『ホワイト物流』推進運動」賛同企業

- 引越事業を含めたトラック事業においては、トラックドライバーの有効求人倍率が2.91倍（平成30年11月現在）となるなど、人手不足が深刻な課題となっています。中でも、引越運送においては、3月から4月にかけて依頼が集中し、特に3月においては、通常月と比べて引越件数が約2倍となっており、人員と車両の両方の確保の面からピーク時の対応が難しくなっている。
- 北海道運輸局は、**引越時期の分散に御協力**をホームページの掲載、経済団体への広報、支局窓口のパンフ設置等を実施しており、引越混雑予想カレンダーを作成し、**早めに引越を依頼する、ピーク時期の引越を避ける**などの協力をお願いしている。
- 北海道経済連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道商工会連合会、北海道庁、教育庁にリーフレットを持参し、引越時期の分散について、協力要請を行った。

北海道運輸局プレスリリース



平成31年1月21日
北海道運輸局自動車交通部

引越時期の分散に御協力をお願いします！

～3月の引越件数は通常月の約2倍！混雑時期を外してスムーズな引越を～

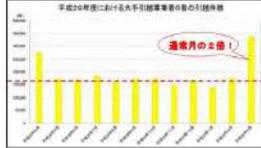
引越は、3月から4月にかけて依頼が集中します。早めの引越の依頼、ピーク時期の引越を避けるなどの引越時期の分散化に御協力をお願いします。

引越事業を含めたトラック事業においては、トラックドライバーの有効求人倍率が2.91倍（平成30年11月現在）となるなど、人手不足が深刻な課題となっています。

中でも、引越運送においては、3月から4月にかけて依頼が集中し、特に3月においては、通常月と比べて引越件数が約2倍となっており、人員と車両の両方の確保の面からピーク時の対応が難しくなっています。

各引越事業者においては、計画的なドライバーや車両の確保に努めているところですが、トラブルなくスムーズに引越を行うために、利用者の方々にお願いします。

1. 早めに引越を依頼する
 2. ピーク時期の引越を避ける
- などのご協力をお願いします。



※北海道運輸局ホームページに資料を掲載しています。
引越のご予定がある方、引越をご検討されている方は、ぜひご参考にしてください。

<掲載ページ> トップページ 安心の「引越」はこちらをクリック

<http://www.hta.or.jp/general/trader/moving/>

【問い合わせ先】
北海道運輸局自動車交通部貨物課 工藤、増田
TEL：011-260-2743

パンフ:引越混雑予想カレンダーの周知

今年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をお願いします！

昨年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月中旬から下旬、4月上旬に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にお伺いできない」「希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討くださいますようお願いいたします。

引越混雑予想カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20

上記を参考に（2月または4月中旬以降）のお引越の検討をお願い致します

国土交通省 JTA 全日本トラック協会 北海道トラック協会

パンフ:引越安心マークの啓発

引越事業者選びで悩んだら、このマーク

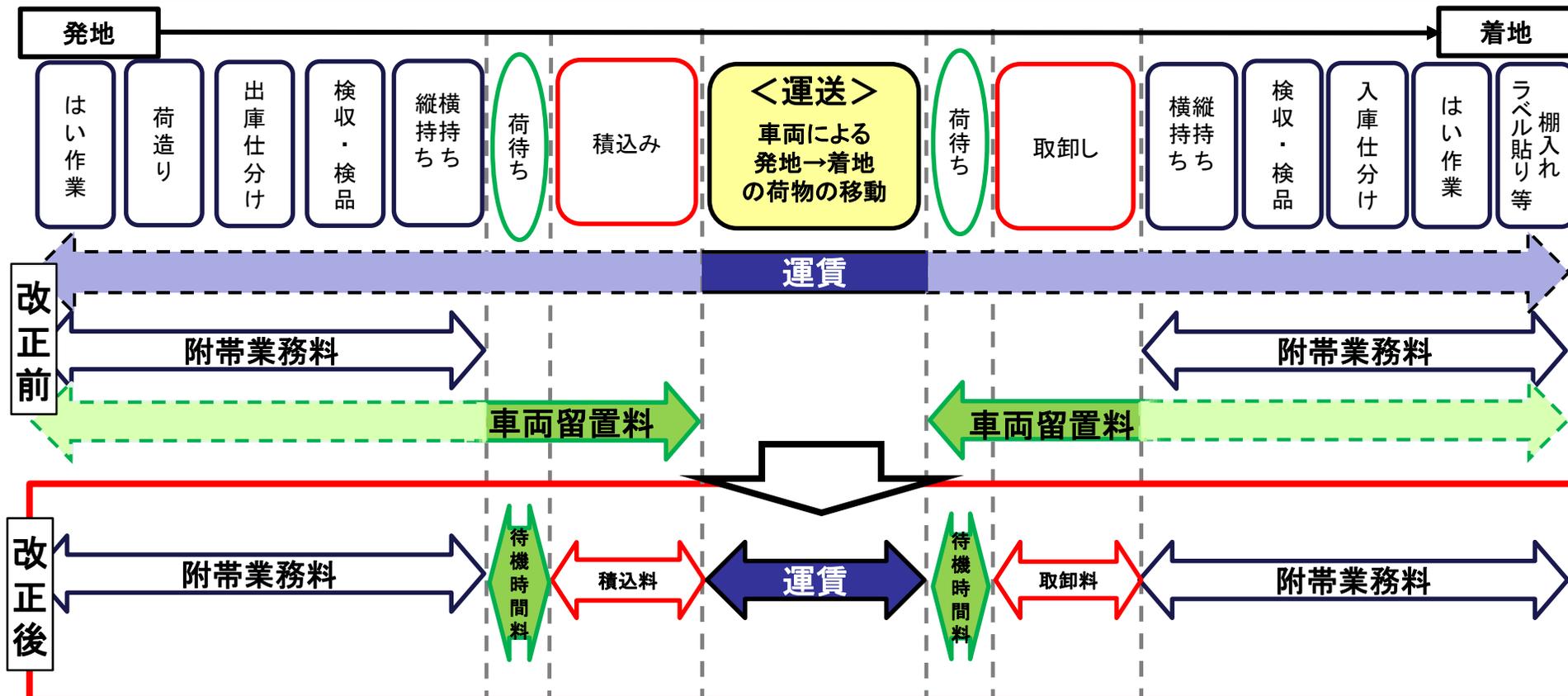
人生のうち何度も引越だから、いい事業者と出会い、安心で納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成28年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、適切な作業などに關する「引越のルール」を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

- 1 しっかり下見**
事前にお客様のお宅へ伺いし、荷物の量などから作業の採り方を提案します。
- 2 きちんと見積り**
下見に基づいた見積り・料金を提示します。契約の重要事項（約款）を説明します。
- 3 確かな作業**
荷物や家具などに適切な保護を行い、安全に運びます。
- 4 お客様窓口を設置**
万が一、トラブルがあった際にご相談いただける窓口を本社（本部）に設けています。

【引越安心マーク】は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・適切な作業など、「引越のルール」を守る事業者であることとしらします。

詳しくは... [引越安心マーク](#)

- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」^(※)を追加。等



(※)はい作業：倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

北海道運輸局では、北海道労働局、北海道経済産業局、公正取引委員会との4者連名の「運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力のお願い」文書にリーフレットを添え、北海道トラック協会会員事業者の荷主企業（約5千事業所）あてに送付、制度の理解及び社内周知をお願いした。

なお、本取り組みは全国に先駆けて取り組んだものであり、業界紙にも掲載され注目されているところ。

運送委託企業 各社

国土交通省北海道運輸局
厚生労働省北海道労働局
経済産業省北海道経済産業局
公正取引委員会事務局北海道事務所

運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力のお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることから、物流を支える運転者の確保が難しい状況が生じているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を背景とした過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主企業を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合がございます。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合がございます。

このため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び公正取引委員会において、運送委託者の皆様向けリーフレット等を作成いたしました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、社内周知等に御協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

- 国土交通省北海道運輸局自動車交通部管轄係
☎ 011-290-2743
- 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
☎ 011-709-2311 内線3342
- 経済産業省北海道経済産業局卸中小企業課
☎ 011-709-2311 内線2329
- 公正取引委員会事務局北海道事務所
☎ 011-251-6300

2017/12/07

行政

北運局など行政4機関、荷主むけ要請 連名で初 適正取引&労働時間順守 法令違反チラシで解説

t.kokudo

ツイート [いいね!](https://twitter.com/share)
(<https://twitter.com/share>)



北海道運輸局と北海道労働局、北海道経済産業局、公正取引委員会事務局北海道事務所は、適正取引と労働時間のルール順守へ理解と協力を求める連名の文書を、元請けを含む荷主企業4305社に発送した。地方運輸局や労働局も同様の文書で荷主に適正取引の周知徹底を図っているが、行政4機関が連名で理解と協力を荷主に直接依頼するのは全国で初めて。

(那須野ゆみ)

要請文書は11月28日発送。また、法令違反の恐れがある8項目を解説したリーフレット(チラシ)計10枚を添付した。

文書では、トラック事業を「国民生活と産業を支える重要な産業」と位置付け、長時間労働、低賃金の傾向などからドライバー不足が課題となっていることを指摘。改善基準告示により、荷主の指示などでの過労運転が認められる場合には荷主勧告制度が適用され、委託内容によっては独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に抵触する可能性があることから、「運

送委託者向けのチラシの趣旨を理解し、社内周知に協力を」と呼び出している。

北運局、北海道経産局、公取委運送事務所の各機関によるチラシでは、法令違反となる事例を解説。①契約の内容を書面化できているか②荷待ち時間への対応を放置していないか③追加運賃・料金の負担を拒んでいないか④燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいないか⑤有料道路の利用料金を負担しているか⑥一方的に低い運賃・料金を運送委託者に行っていないか⑦付帯業務に対して料金を支払っているか⑧労働時間を守れない運送を強要していないか——を呼び出ける形式で、チェックポイントはイラスト入りで分かりやすく説明した。

更に、国土交通省と厚生労働省、全日本トラック協会(坂本克己会長)の連名による「荷主の皆さまへご存知ですか? トラックドライバーの労働時間のルールを」と記したチラシ2枚も添付。年内に追加発送することも予定している。

本紙取材に対し、北運局の大友泉司管理課長は「改正標準貨物自動車運送約款をはじめ、荷主と事業者が協力して守るべきルールを広く荷主にも理解して欲しいとの趣で、10月から着手。北海道トラック協会(奈良幹朗会長)の会員には荷主名簿の提出を求め、協力をいただいた」とコメント。

一方、北ト協の奈良会長は「行政の強力な後押しをいただいた。結果させるためには事業者自ら、積極的な荷主交渉などの行動に踏み出し、若い労働力が集まる経営を目指さなければならない」と話している。

【写真=行政4機関による要請文書(右)と3機関によるチラシ】



運送委託者の方へのお知らせ

付帯業務に対して料金を支払っていますか?

新着業務はご依頼の際に、料金も承りますか? 料金も承りますか? 料金も承りますか?

法令違反となるおそれがあります!!

※法令等の改正には対応し、労務管理を徹底して改善を図る必要があります。

※注意! チェックポイント

- ① 契約内容を書面化できているか
- ② 荷待ち時間への対応を放置していないか
- ③ 追加運賃・料金の負担を拒んでいないか
- ④ 燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいないか
- ⑤ 有料道路の利用料金を負担しているか
- ⑥ 一方的に低い運賃・料金を運送委託者に行っていないか
- ⑦ 付帯業務に対して料金を支払っているか
- ⑧ 労働時間を守れない運送を強要していないか

こんな取引を目指しませんか?

- ① 契約内容を書面化し、労働時間や運賃、料金を明確にし、徹底する。
- ② 労務管理を徹底し、長時間労働や過労運転を防止し、労務管理を徹底する。
- ③ 労務管理を徹底し、長時間労働や過労運転を防止し、労務管理を徹底する。

※国土交通省 北海道運輸局 自動車交通部管轄係 | 国土交通省 北海道労働局 労働基準部監督課 | 国土交通省 北海道経済産業局 卸中小企業課

北海道運輸局では、北海道労働局、北海道経済産業局、北海道農政事務所との4者連名の「取引環境と長時間労働の改善に向けた御理解と御協力のお願い」文書にトラック運送事業における荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るための実証事業の成果を取りまとめたガイドラインやトラック運送機能を安定的・継続的な提供を可能とするために、コンプライアンス違反を防止しつつ運行に必要となるコスト構成や効率的な運送を可能とする運行事例等について、取りまとめたガイドラインを北海道トラック協会会員事業者の荷主企業（約5千事業所）あてに送付、制度の理解及び社内周知をお願いした。

平成 29 年 11 月 28 日

運送委託企業 各位

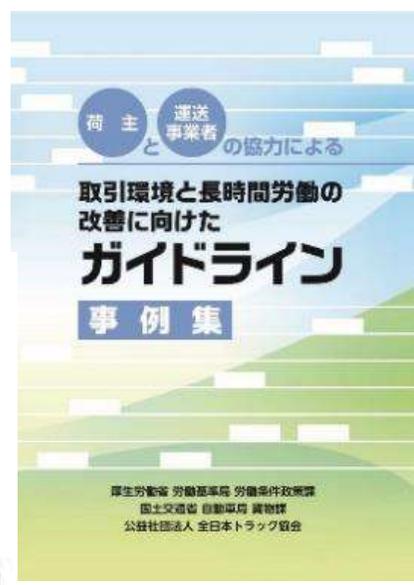
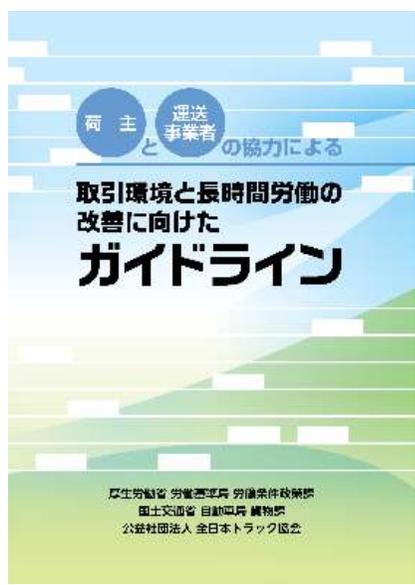
国土交通省北海道運輸局
厚生労働省北海道労働局
経済産業省北海道経済産業局
公正取引委員会事務総局北海道事務所

運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力をお願い

平素は格別の御高見を賜り、厚く御礼申し上げます。
トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、企業業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることなどから、物流を支える源動力の確保が難しい状況が生じているところで、
トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール（改定基準告示）が定められており、荷主の指示等を留意した適正労働が図られる場合には、国土交通省が前主金を公表する「労主輸送制度」が適用される場合がございます。
また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合がございます。
このため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び公正取引委員会において、運送委託者の皆様に向けたリーフレット等を作成いたしました。
つきましては、趣旨を御理解いただき、社内周知等に御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

お問い合わせ先

◎国土交通省北海道運輸局自動車交通部所務課
☎ 011-299-2743
◎厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
☎ 011-709-2311 内線 3532
◎経済産業省北海道経済産業局産業部中小企業課
☎ 011-709-2311 内線 2579
◎公正取引委員会事務総局北海道事務所
☎ 011-251-6360



● 北海道運輸局は、主な荷主企業が会員となっている経済団体にトラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けた周知、「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加のお願い、引越時期の分散のお願いをしております。

- 北海道経済連合会
- 一般社団法人北海道商工会議所連合会
- 北海道商工会連合会
- 札幌商工会議所（「ホワイト物流」推進運動の後援）
- 北海道中小企業団体中央会



トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン

～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

途中を途中でトラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築の推進を図ることでコストが必要となることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すためのガイドラインとしてまとめました。



平成 29 年 7 月 1 日から、荷主都合 30 分以上の荷待ちちは「乗務記録」の記載対象です。



令和元年 6 月 15 日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。



「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加のお願い



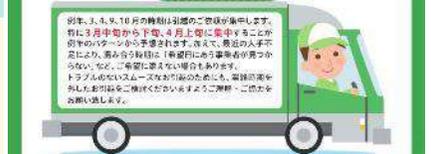
改正貨物自動車運送事業法(荷主関連部分)
荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、強固な関係生活や働き方改革を推進し、トラックドライバーの働き方改革を推進し、コンプライアンスの確保を促進する必要があります。

- 改正事項
 - 1 荷主の記帳義務が新設されました
 - 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な働き方改革を推進し、必要な記録を確保する必要があります。
 - 2 荷主への勧告制度が新設されました
 - 国土交通大臣が、貨物自動車運送事業者が法令を遵守していないと認められる場合、国土交通大臣が勧告を行います。
 - 3 運送原簿の作成を怠っている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけを行います
 - 国土交通大臣は、国土交通省の調査結果に基づき、国土交通大臣が働きかけを行います。



今年春、引越を控えている皆様！
分散引越にご協力をお願いします！



引越混雑予想カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20

上記を参考に(2月または4月中旬以降)のお引越の検討をお願いします



○荷主企業と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた各種資料が国土交通省等のHPにアップロードされていますので、ご案内いたします。

■ 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

● <http://www.mlit.go.jp/common/001260158.pdf>

■ 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン事例集

● <http://www.mlit.go.jp/common/001259854.pdf>

■ トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン

● http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000041.html

■ トラック運送業における書面化推進ガイドライン

● <http://www.mlit.go.jp/common/001195720.pdf>

■ トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン

● <http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf>

■ トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン

● <http://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>

■ トラック運送事業者のための価格交渉・ノウハウ・ハンドブック

● <http://www.mlit.go.jp/common/001170940.pdf>

■ トラック運送における生産性向上方策に関する手引

● <http://www.mlit.go.jp/common/001185828.pdf>

■ 働き方改革支援ハンドブック

● <https://www.ryutsuu.biz/government/I052944.html>

トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン



平成20年3月14日
平成24年5月16日改訂
国土交通省



国土交通省



トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン

～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

近年を境としてトラック運送業界の持続的発展を図る上でコストが必須となることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すためにガイドラインとしておまとめしました。



トラック運送業における書面化ガイドライン
トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン

平成20年1月22日
平成22年9月1日改訂
国土交通省

平成20年3月14日
平成22年2月1日改訂
国土交通省

○荷主企業と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた各種資料が国土交通省等のHPにアップロードされていますので、ご案内いたします。

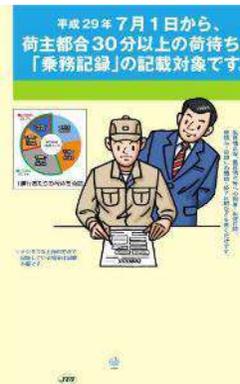
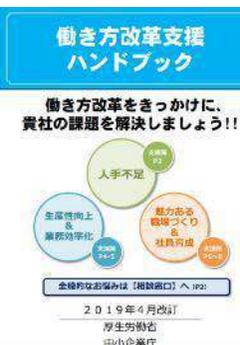
- **トラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック**
● https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00014.html
- **荷主のための物流改善パンフレット 運送事業者の事業環境改善に向けて**
● https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00014.html
- **標準貨物自動車運送約款改正リーフレット**
● <http://www.mlit.go.jp/common/001236734.pdf>
- **荷主勧告周知リーフレット**
● <http://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>
- **運送委託者への注意喚起リーフレット(公取、中企庁との連名)**
● <http://www.mlit.go.jp/common/001170941.pdf>
- **貨物自動車輸送安全規則の改正関係リーフレット**
● <http://www.mlit.go.jp/common/001292625.pdf>
● <http://www.mlit.go.jp/common/001292626.pdf>
- **「ホワイト物流」推進運動のご案内**
● <https://white-logistics-movement.jp/docs/pamphlet.pdf>
- **飲料配送研究会報告書、標準運送約款適用細則**
● <http://www.mlit.go.jp/common/001300891.pdf>
● <http://www.mlit.go.jp/common/001300895.pdf>
- **委員会・検討会(トラック事業)**
● http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000057.html



飲料配送研究会報告書



令和元年7月
飲料配送研究会



トラック運送業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないように、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスを確保できるようにする必要があります。

こうした状況を踏まえ、拘束時間に関する基準の遵守など安全面、労務面でのコンプライアンスの確保や、取引環境の適正化に資するよう、**車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合**には、貨物自動車運送事業輸送安全規(平成2年運輸省令第22号)に基づき、**荷待時間に関する事項(※1)や荷役作業等に関する事項(※2)が乗務記録の記載対象とされている。**

- ※1: 荷主の都合により30分以上待機した場合に、「集貨地点等」、「集貨地点等への到着・出発時刻」、「積込み・取卸しの開始・終了時刻」の記録が必要。(施行:平成29年7月1日)。
- ※2: 荷役作業等を実施した場合に、「集貨地点等」、「荷役作業等の開始・終了時刻」、「荷役作業等の内容」、「これらについて荷主の確認が得られた場合はその旨・得られなかった場合はその旨」の記録が必要。(施行:令和元年6月15日)

平成29年7月1日から、荷主都合30分以上の荷待ちは「乗務記録」の記載対象です。



※デジタル化と併用する方法で記録している場合は記載不要です。

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。



※乗主との関係等に、集積した荷役作業等が全て関係している場合は、荷役作業開始に付した時刻の記録が「積込み」として記録対象となります。また、積込・取卸しについて確認し、ある場合は乗主の確認が得られなかった場合でも記録対象となります。

(荷主関係者の周知)

- 国土交通省では、関係省庁と連携し荷主企業及び荷主企業団体へ周知を行っている。
- 農水省・経産省・厚労省・建設系の荷主・荷主団体及び経団連・中央会、関係者を含む959にパンフレットを添えて依頼文を郵送している。

国土交通省 厚生労働省

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けたご理解とご協力へお願い(荷役作業・附帯業務関係)

平表は個別のご心配を限り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあり、法令を遵守しつつ働き方改革を進め、物流機能が滞ることがないようにしていくためには、ドライバーの長時間労働の是正を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。そのためには、発着荷主のご協力が必要不可欠となりますが、特に、長時間の荷待時間の発生や、契約に定めがない荷役作業等の発生により、トラック運送事業者が立てた当該の運行計画が阻害してしまうことは、ドライバーの拘束時間に関するルール違反を招くこととなり、法令遵守を妨げる原因となります。また、物流全体の効率性も損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることとなります。

また、働き方改革関連法(2024年度)からの時間外労働の上限規制の適用(年間960時間)に向けて、適切に対応できる準備を早期に整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、中型以上のトラックについて、契約書に明記されていない荷役作業や附帯作業をドライバーが行った場合には、当該作業を乗務記録に記録することを、トラック運送事業者に対して義務づける旨の改正が行われております。これにより、荷役作業に関する実態把握及びトラック運送事業者が守るべき労働時間のルールである「労務基準告示」の遵守が図られるとともに、取引適正化にも資することとなるものと考えております。(※改正概要については別紙致します。)

つきましては、令和の「貨物自動車運送事業輸送安全規則」改正の趣旨についてご理解いただき、長時間の荷役作業等の発生阻害等にご協力頂くようお願い申し上げます。

また、運送事業者が契約にはない役務を運送事業者に無償で提供させること、禁止禁止や下請法にも抵触する場合がございますので、その点についても御座をご理解いただき、トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けて、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

国土交通省	自動車局	貨物課	TEL: 03-6253-8111(内線 4134)
厚生労働省	労働基準局	労働条件政策課	TEL: 03-6253-1111(内線 5389)
農林水産省	食料政策局	食品流通課	TEL: 03-6362-8111(内線 4324)
経済産業省	物流・サービスグループ	物流企画課	TEL: 03-6391-0002(直通)
経済産業省	中小企業庁	販促課	TEL: 03-6391-1888(直通)
公正取引委員会	競争政策推進課	競争政策推進課	TEL: 03-6341-3278(直通)

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等が発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が不可欠です。
※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

■ 改正事項

令和元年7月1日から施行

① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

② 荷主への催告制度が拡充されました

- 荷主催告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して催告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

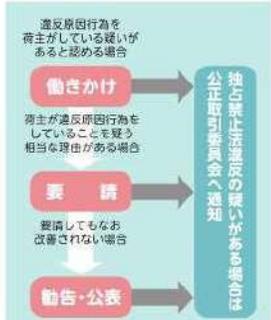
③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけを行います

(令和5年度末までの時限措置)

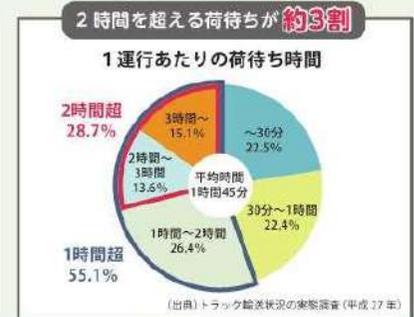
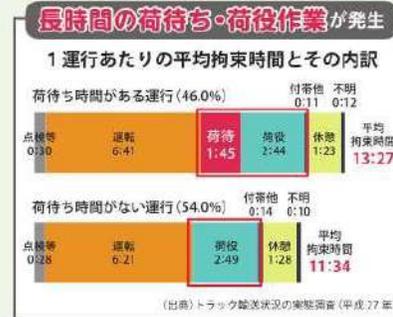
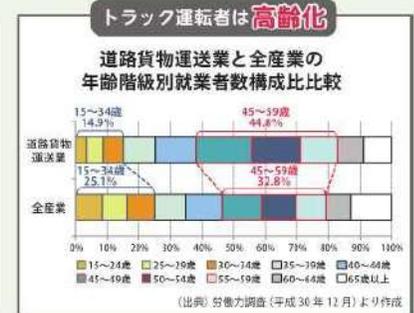
- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由がある場合等には、「要請」や「催告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。

※違反原因行為の例

<p>荷待ち時間の不当な発生</p> <p>荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生 → 過労防止義務違反を招くおそれ</p>	<p>非合理的な荷待ち時間の設定</p> <p>過剰な運行で時間を含めない到着時間の設定 → 最高速度違反を招くおそれ</p>	<p>悪質な依頼等となるような依頼</p> <p>精込み着前に送効量を指示するよう指示 → 過積載運行を招くおそれ</p>
--	--	--



- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。



トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の労働時間のルールを守らせる必要があります。違反した場合は処分を受けることになります

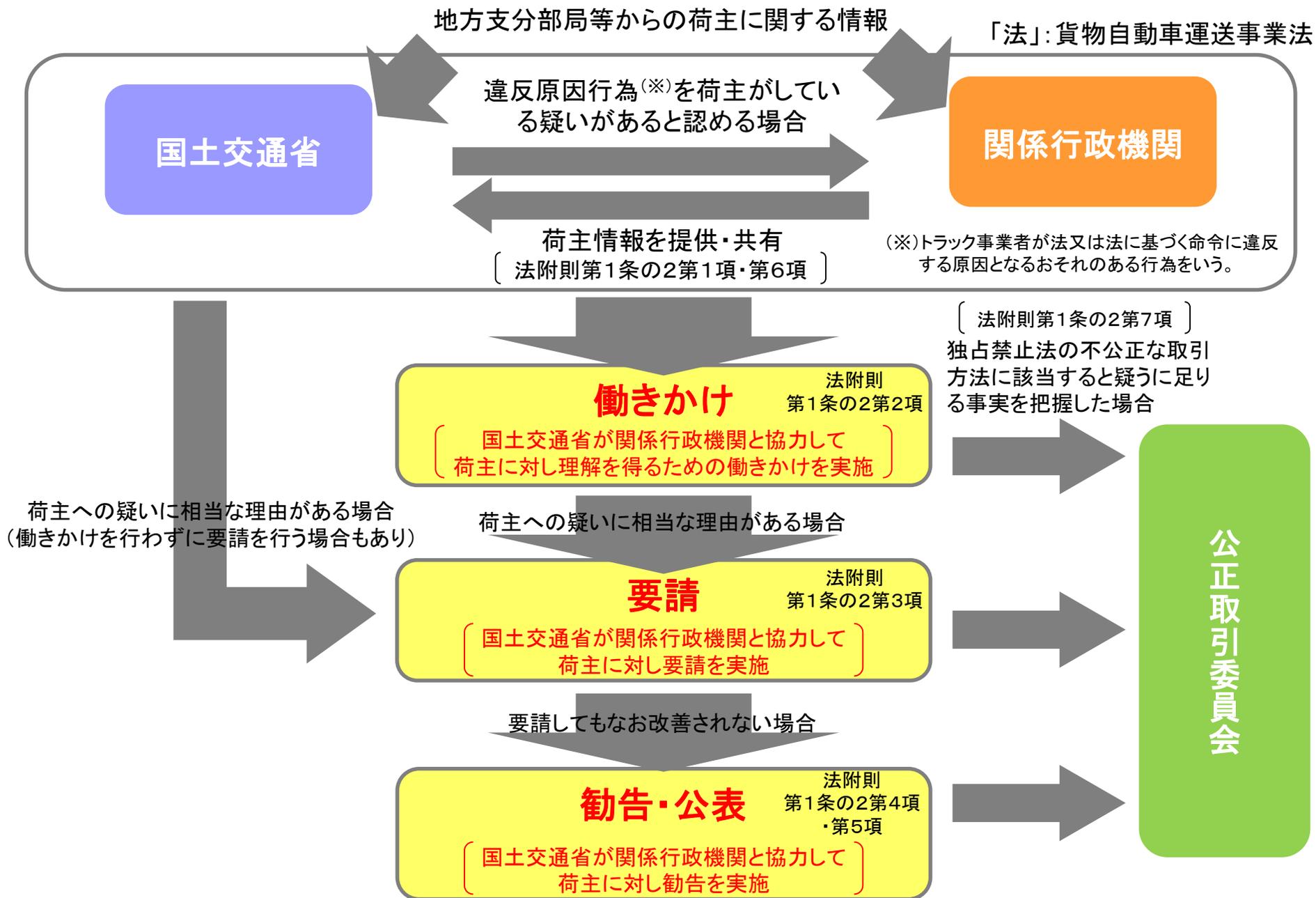
- 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内(15時間超えは1週間2回以内)
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・1か月 293時間以内 ・継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内



詳しくは厚生労働省のHP: <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gousei/kantoku/140330-10.html> をご覧ください。

荷主への働きかけ等のフロー



「違反原因行為」に該当する荷主の行為の例

- (例)
- 過労運転防止義務違反を招くおそれがある行為として、荷主の荷さばき場において、荷主都合による長時間の荷待時間を恒常的に発生させているような行為
 - 過積載運行を招くおそれがある行為として、積込み直前に貨物量を増やすように指示するような行為
 - 最高速度違反を招くおそれがある行為として、適切な運行では間に合わない到着時間が指定されるような行為
 - 輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為

荷主に対する働きかけを実施する場合の考え方

- (例)
- トラック事業者に対する貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導や、国土交通省が実施する監査において、違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合
 - 貨物自動車運送事業法本則に基づく荷主勧告制度による協力要請等を受けたことがあり、引き続き違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合
 - 国土交通省や関係行政機関、地方運輸局等の地方支分部局に対し、違反原因行為に関する同様の情報等が度々寄せられ、違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

- ・国土交通省では、荷主等による長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務の強要など、トラック運送事業者の皆様がコンプライアンス確保に影響しうる輸送を行わざるを得ない実態を把握し、今後の施策に活用するための「意見等の募集窓口」を設置いたしました。
- ・本窓口は、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する意見・事例を収集することを目的としており、本人の同意なく、提供された情報に基づき投稿者、事業者および荷主に問い合わせを行うことはありませんので、このような内容に関する情報等がございましたら投稿して下さい。

URL: <https://www.yusou-jittai.jp/4yusou-jittai/>

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等の募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送について、ご意見・事例を収集して実態把握し、今後の施策に活用したいと考えております。

実際に輸送業務が行われている中で、たまたまではなく、それなりに頻度が多く発生する上記のような輸送がございましたら、ご自由にご入力ください。

※意見・事例収集が目的ですので、ご記入頂いた内容について、ご本人、会社や荷主に問い合わせなどをすることはありません。

（意見等を記入されたご本人が、ご自分に連絡を差し上げても差し支えない旨及びご連絡先を明記されていた場合にはご本人に問い合わせさせていただきますことがあります。）

（初回） ・次の質問にお答えください。

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 速度違反を惹起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等
- 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等
- 3. 積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等
- 4. 荷待ち時間の恒常的な発生等
- 5. 依頼と異なる積込み作業等
- 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等
- 7. 高速料金など費用の自己負担等
- 8. 過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど）への対応等
- 9. その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの（内容：)

※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

Page 1 (/ 5)

◀ 前のページに戻る

▶ 次のページへ進む

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

（初回） ・次の質問にお答えください。

Q2. 次のキーワードを参考にしながら、ご意見・事例を具体的にご入力ください。

【記入項目と記入例】	
・トラック	記入例1 「10トンウイング」 記入例2 「4トンバン」
・いつ	記入例1 「2019年2月」ころの「積込み時」 記入例2 「2018年12月」ころの「荷卸し時」
・荷主と場所	記入例1 荷主名： <input type="text"/> 「国土交通XYZ（株）」 場所： <input type="text"/> 「東京都千代田区西分団2丁目」の「西ヶ團第1物流センター」 記入例2 荷主名： <input type="text"/> 「職ヶ團運送（元請）」 場所： <input type="text"/> 「神奈川県横浜市都筑区」の「神奈川運輸支局（株）系列の物流倉庫」 記入例3 荷主名： <input type="text"/> 「入力せず」 場所： <input type="text"/> 「東京都千代田区」の「小売系の物流センター」 <small>（注1）荷主名のご記入が難しい場合は、例3のように住所と場所をご記入下さい。 （注2）可能な限り、荷主名及び場所のご記入をお願い致しますが、どうしてもご記入できない場合は、荷主名（又は荷種）をご記入ください。</small>
・内容	記入例1 当日、予定にない荷物「2パレット」を追加で積込み依頼された 記入例2 「18時」に到着指定され、定刻に着いたのに「3時間」以上またされた 記入例3 「パレット荷役」と聞いていたのに「手荷役」だった 記入例4 荷主が高速道路を使用した分の料金負担をする条件であったのに「高速料金を負担」してくれなかった

【自由記入欄】

Page 2 (/ 5)

◀ 前のページに戻る

▶ 次のページへ進む

国土交通省、国税庁、農林水産省、経済産業省及び中小企業庁は、飲料配送の関係者や法律の専門家等を構成員とする「飲料配送研究会」を設置し、本年2月から飲料配送に係る貨物の毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について議論を重ね、このたび、「飲料配送研究会報告書」をとりまとめた。あわせて、飲料配送中に貨物が毀損した場合の標準貨物自動車運送約款の適用細則を定めた。

●飲料については、配送中に荷崩れ等が発生した場合、炭酸漏れ等の貨物の毀損状況が外観から判断しづらい面があり、こうした飲料の特性から、**貨物に毀損が生じた場合**、毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について、荷送人又は**荷受人と運送事業者との間でトラブル**となるケースが発生している。

●これらは、飲料配送に関わる関係者間で、毀損範囲の決定や廃棄の費用負担等に関して、法律や標準貨物自動車運送約款を踏まえてどう処理すべきかについて、十分に共有等がされていなかったことに起因する面も大きいと考えられる。

○このため、今般、飲料メーカー、飲料配送関係者、関係省庁及び法律の専門家により検討が行われ、**荷崩れ等に際しての処理に関して**、法律や標準貨物自動車運送約款がどのように運用されるべきかについて、「飲料配送研究会報告書」としてとりまとめられた。

○あわせて、**飲料配送中に貨物が毀損した場合**において、標準貨物自動車運送約款に従うとどのように処理すべきか、**同約款の適用細則を定めた**。

飲料配送研究会報告書

令和元年7月

飲料配送研究会

飲料配送中に発生した貨物の毀損等に関する取扱いについて
(貨物の付着品等手帳等に基づく標準貨物自動車運送約款の取扱い)

国土交通省
国土交通省自動車部自動車課



【参考】

- 飲料配送研究会報告書
<http://www.mlit.go.jp/common/001300834.pdf>
- 飲料配送中に発生した貨物の毀損等に関する取扱いについて(適用細則):
<http://www.mlit.go.jp/common/001300843.pdf>

改正の目的

【公布日：平成30年12月14日】

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手であるトラック運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急にトラック運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

国土交通省ホームページに概要や法律要綱を掲載 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000084.html

1. 規制の適正化

1. 2.は令和元年11月1日施行

北海道運輸局は、8月30日に
審査基準を公示、HPに掲載済。

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金を分別して収受

＝「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。 3.は令和元年7月1日施行

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例:過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもと働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1)トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→ 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【背景】荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営
する際の参考となる
運賃が効果的

4. は令和2年12月14日までに施行

【令和5年度末までの時限措置】

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

- 認証制度を通じ、認証事業者の労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるようにすることにより、トラック・バス・タクシーの運転者への就職を促進する。
- 自動車運送事業者が認証基準を満たすために様々な改善に取り組むことを通じて、より働きやすい(よりホワイトな)労働条件・労働環境の実現を図るとともに、法令遵守(コンプライアンス)・安全管理態勢の強化に資する。

○ 認証団体

今月から認証事業を実施する民間団体を公募し、8月に団体を選定する。制度の愛称や認証マークは実施団体の決定後に定める。認証団体は、8月27日に一般財団法人 日本海事協会に決定した。

○ 名称、達成の度合い、有効期間

名称は『運転者職場環境良好度認証制度』認証項目の達成度合いにより、一つ星、二つ星、三つ星の3段階で認証し、有効期間は当面2年間とし、初年度は、一つ星のみの認証となる。

○ 必要な費用

認証制度の運営のために必要な費用は、申請者が支払う料金及び実費負担により確保する。

○ 認証単位

事業者単位とする。但し、複数の都道府県に事業所を有する事業者は、都道府県単位でも申請を可能。

○ 申請条件

「運送事業の事業許可の取得後3年以上経過していること」等の申請条件を設ける。

○ 認証項目

運転者の労働条件や労働環境に関する以下のような分野の項目とし、認証項目毎に必須項目と加点項目に分類する。

具体的な認証項目案については、A 法令遵守等 B 労働時間・休日 C 心身の健康 D 安心・安定 E 多様な人材の確保・育成 F 自主性・先進性等

○ 審査方法

全ての申請について、書面審査を行う。

○ 検討会報告書、認証項目

令和元年6月25日国土交通省プレスリリース

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000068.html